

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年10月3日付けで行った文書「にじの丘学園の経営方針に「応用力・対応力を身につけさせ」とある。2020年度、2021年度、2022年度における右指導に関するすべての文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年11月15日付け4瀬学教第1531-1号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年10月3日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年11月15日付け4瀬学教第1531-1号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 公文書不開示決定通知書において不存在の理由として、「請求人が求めるような文書を作成していないため。」と記載されている。

イ にじの丘学園開校年度である2020年度より2022年度まで、すべて同校の『学校経営案』に「応用力・対応力を身につけさせる」と記載しており、各年度ともに『学校要覧』の「経営方針」の項にも、「(1) 基礎基本の学力と応用力・対応力を身につけさせ、協働型課題解決能力を育成する。」と記載されている。

これらの記載状況から「応用力・対応力を身につけさせる」ことは、にじの丘学園の指導上最重要事項の一つであり、各学年の指導課程において、いかにして「応用力」「対応力」を身につけさせるのか等議論及び実践があるわけであるから、そのような文書が存在しないというのは、瀬戸市教育委員会の明白な「虚偽」回答である。

ウ 以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める、「応用力・対応力を身につけさせる」指導に関する文書を作成していないため、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年10月3日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和４年１０月５日 処分庁は開示決定等期間延長決定をし、通知書を送付
令和４年１１月１５日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和４年１１月２５日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和４年１２月１２日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和５年１月１１日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和５年１月２４日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和５年１月３１日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和５年１０月２４日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和６年１月１５日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

５ 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

にじの丘学園開校年度である２０２０年度から２０２２年度まで『学校経営案』に「応用力・対応力を身につけさせる」と記載があり、『学校要覧』の「経営方針」にも「基礎基本の学力と応用力・対応力を身につけさせ、協働型課題解決能力の育成をする」とあり、これらの記載状況から「応用力・対応力を身につけさせる」ことは指導上最重要事項の１つであり、それに対して議論等があるわけであるから、文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア パンフレット等で、「応用力・対応力」については個別に記録・指導するとの記載があるが、個別の記録はどのように行っているのかを確認した。

処分庁によると、個別の記録は年間を通して行われる指導要録で対応しているが、「応用力・対応力」に特化した文書は存在しないとの説明であった。

イ 「応用力・対応力」に関する指導について、教員間で不統一な指導を行うわけにいかないため、指導の方向性を定めた組織共用文書があるかを確認した。

処分庁によると、指導方針を定めた文書はなく、総合的な学習の時間等で学年の中での方向性を定める計画は作成しているが「応用力・対応力」に特化したものではないとの説明であった。

ウ 応用力・対応力を意識して、評価又は記録したものがあれば関連するといえるが、そのようなものは一切ないということかを確認した。

処分庁によると、あくまで応用力・対応力に特化した記録はないとの説明であった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「にじの丘学園の経営方針に「応用力・対応力を身につけさせ」とある。２０２０年度、２０２１年度、２０２２年度における右指導に関するすべての文書。」については 存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記 1 のとおり判断した。